

修験の葬祭についての覚

—いわゆる「一派引導」について

有明雅弘*

一 はじめに

本県における修験研究は従来、各地の修験集団や領域ごとの支配組織、争論、宗教的活動、檀家制度などを主な対象として行われ、多くが明らかにされてきた。^①しかし、修験のより実態的側面についてはいまだ不明な点も残されているように思われる。近世、幕府の宗教政策の基本とされた檀家制度の下での修験の葬祭―修験家（修験本人及びその家族）の死は、だれがどのように祀り、弔ってきたか―もそうしたものの一つといえよう。小稿ではこれまで報告されてきた先学の成果に学びながら、主に由利地方に残る資料をおして、修験の葬祭について若干の考察を加えたい。

（以下、資料などに付した番号・傍線は引用者によるものである）

二 「祈願菩提格別」と「一派引導」

近世の檀家制度については一般に、次のように説明される。^②

寺と「家」との関係すなわち寺檀関係は寛永年間（一六二四～四三）に各地で成立し始めた。寺がその人の宗派を保証する宗門改・寺請制は、当初「転びキリシタン」について始められたが、寛文年間（一六六一～七二）には幕令によって、全ての人々についての年ごとの宗旨の確認と宗門別帳の作成が制度化され全国化した。ここにおいて、宗旨の証明のために寺檀関係が不可欠とされる制度が成立したわけである。

その結果「寺請・檀家制度が成立して以後の近世の民衆は、生まれた時から死んだあとまで（略）檀那寺の緊縛から逃れることはできなかった」のであり、^③毎年作成された宗門別帳は、

庶民の信仰調査だけではなく、民衆の戸籍原簿となり、彼らの転住・逃散を防止するのに役立ち、またときには、その租税負担能力を把握する

ための租税台帳の役割をも果たしたのである。^④

また、僧侶（寺院）が取り行う葬祭は「死を確認するという戸籍機能」でもあり、^⑤檀家制度成立以降の葬祭は、人生儀礼の一つである人々の死に僧侶が宗教者として関わりを持ったにとどまらず、きわめて政治的な思惑から、民衆支配の一端として僧侶が担うべきものとして、体制内に位置づけられたといえよう。

ところで、小稿が対象とする修験の葬祭について、宮本袈裟雄氏は次のように指摘している。^⑥

近世の初頭に修験の宗教活動領域が祈禱中心のものに規制され、以後、江戸幕府の宗教政策も葬祭・祈禱分離で貫かれたために、後になってあらためて葬祭に関する事柄が修験自身の主要な課題となった。

ここで宮本氏は、修験の化他行為としての宗教活動と、修験家の葬祭（その死を確認する戸籍機能をだれが有したか）を区別し、前者、つまり化他行為については「葬祭・祈禱分離」が幕府の立場であり、修験の宗教活動を祈禱中心の現世利益的側面に規制しようとしたという。また葬祭に絡んで修験と僧侶の間でおこった争論に対する幕府裁定の古い例として藤田定興氏が引くのが、次の寛文八年（一六六八）「定」である。^⑦

① 定

一 正保以来関東筋之僧侶我意ヲ振り祈禱菩提致混雑族間々相聞へ度々及出訴候者有之也

夫祈禱者表二而鎮護国家子孫延長之旨趣也

菩提ヲ裏二而祖廟祭祀滅罪善所顕然也（略）

一 祈禱之節二於いて者祈禱師（修験のこと―引用者）可為上座事

*秋田県立博物館

一 菩提之席ニおゐて者菩提師（僧侶のこと）引用者 可為上座事

一 葬式之御前尾ハ菩提師可取也後尾ハ祈禱師可取事

一 後祓七日之後祈願至も家ニ而可執行事

一 葬式之後七日早而願碎除法界念比ニ可執行事

一 祭道地祭り家立火伏神送神事従先規有来之通り祈願可執行事

惣而祈願菩提格別之儀道ニ不可混乱也

自今以後堅此旨ヲ守無争様可有下知者也

右之條々今般御穿鑿之上所被定置也自今己後違犯之徒有之ハ糺料

之斐方書出之不可違者也

寛文八戊申十二月（略）

藤田氏は右の「定」が出された背景として、僧侶と修験の間で領分の競合があったと、次のように述べる。(8)

修験側の主要な領分とするものが、葬式の日取、時取、後祓（跡清め）やその後の祈願、祭道等葬祭に関するものであったから、葬祭に深くかゝわっているという点で僧侶の領分と競合したのである。

そのため、幕府としても宗教政策上、葬祭と祈禱（僧侶と修験）が「混雑」する事態を避けなければならなかったのであり、双方の領分の明確化（引導・菩提は僧侶）を図ろうとしたものであろう。

次に「修験自身の主要な課題」、つまり、修験家の葬祭に関してはどうか。これについて、宮本氏は、元治元年（二八六四）「宗旨人別帳」（滑川村史編さん室『滑川村史料調査史料』第四集所収）に載る旧羽尾村・金剛院を例に、次のように指摘する。(9)

「一派引導」をしているのは院主を含めた男五名で、妻・母ほか女五名は羽尾村禅宗興長寺且那とされている。修験道にとっても葬祭を他宗に委ねておくことは由々しき問題であり、江戸時代中ごろ以降、自身葬祭・一派引導を完成させるべく活発な運動を展開した地域も見られたが、結果的には明治二年（二八六八）の若王寺役所よりの触書「本山修験道、是迄宗法之通自身引導自己葬祭ニ相成有之候向モ有之或ハ院主者自己葬

祭ニ而、家族ハ頼寺之向モ有之、又者院内悉皆頼寺之向等ニ而区々ニ相成候」とあるごとく、地域によって異なる状態が続いていたのであるが、院内すべて、あるいは一部を除いて他の家族を他宗に委ねるといふ例が多かったといえよう。

「自身葬祭・一派引導」は、修験宗の法式に則って取り行われる葬祭のことである。修験には仏教寺院のような滅罪檀家はなく、祈願檀家だけだったのであり、檀家制度の下では家族を含め修験自身、寺院の檀家とされたという。(10)しかし右のように江戸中期以降、仏式による葬祭ではなく、自身葬祭・一派引導を企図する動きが見られるようになったのである。

宮本氏を取り上げた事例は関東地方のものであるが、以下に見るように、本県でも「一派引導」に関わる資料が伝わることからすれば、同様な動きがあったのではないかと考えられる。

三 由利地方に残る「一派引導」の資料

次の資料は、本荘藩の修験であった旧泉福寺に伝わるもので、「当山一派引導焼香之儀」、つまり当山派修験の葬祭について、藩の役寺から領内の修験宛下達された、本荘藩における修験の葬祭についてうかがうことのできる貴重な資料である。(11)

② 御宗掟

達書

- 一 当山一派引導焼香之儀一領一組中者其触頭可為引導儀御宗掟ニ有之殊ニ当組者当任二代隠居妻并相統ニ立置候娘并次男共任来ニ而一派入帳之分者修験宗ニ無紛巨母春触頭中老請印を以宗判御改奉請候儀一同弁ひ有之筈乍去御領内ニ而末山持之分者末院之修験死去之節届洛之上触頭為名代其本寺ニ而引導焼香為致置候儀本末双方是又弁ひ有之筈妻女次男等死去之節者其最寄年老等之者を以焼香致

度段是以役寺為名代間万端其時之受
差凶葬式相宮可申候且他領之本寺当

御領分ニ末山有之候共其本寺相越焼香者
不相成儀御宗掟ニ候然処近年届方等

閑之致方有之不埒之至ニ候依之以來為心
得別紙雛形を以申達候間修驗之分者勿

論妻子共死去之節本寺江届者勿論親
類等慥成人を以中老役場江届書持參之

上受差凶葬式可相宮候此上心得違届方
等閑之致方有之において者聊無用捨嚴重

之可及沙汰条此段為今後申達置候
者也 本庄 役寺

寅

六月

御城下前郷筋仁賀保筋(12) 修驗中

届書覚

何某儀久々病氣之処養生不相叶

何之何刻死去仕候此段御届申上候

且葬式之義者何日相宮申度焼香師

何寺又者何院江被仰付被下度奉願

上候 以上

何月

何寺又者

何院

右者一派入帳之分死去届且伺書也

届書覚

何寺又者何院又者何坊次男次女何

某儀久々病氣之処養生不相叶何

之何刻死去仕候何寺縁假ニ御座

候間何日葬式相宮申候此段御届申

上候

何月

何某

一焼香之者より伺書左之通

口上書

何寺又者何院何房死去仕候処何日葬式

ニ付焼香師拙僧江被仰付度奉願上候

以上

何月

何寺

右者末山之修驗焼香之節其本寺より可差出候(13)

口上書

何寺又者何院何房妻又者次男何某

死去仕候ニ付何日葬式ニ付焼香師之

義拙僧江被仰付候様奉願上候 以上

何寺又者何院

何月

右之通半切江認上包半紙上包江何寺又者

何院と書認可差出候

前書之通堅相心得遺失不可有之候尤

役寺之内末山之分焼香之節者死去届

而巳ニ而焼香師者不及伺候 以上

印

嘉永七(一八五四) 甲寅年六月中旬ニ写置申候

宝嶋山

泉福寺

口上覚

一 拙寺ニ男此七日病死仕候縁

假之事故宝円寺焼香頼

入今八日葬式仕候此段御届

申上候

以上

何日

泉福寺

右之通半切ニ書半紙ニ而上包上書左之通

届書

泉福寺

右之書長安寺江差上候(14)

この資料は、おおよそ次のように解釈されるだろうか。

- ・当山派の葬祭では、触頭が引導役を勤める
- ・修験及び後継者、隠居、妻その他の家族のうち「一派入帳」されたものは修験宗として、毎年春、触頭・中老が請印し御改を受けてきた
- ・末寺修験が死去した場合、届出を済ませ、本寺が触頭名代として引導・焼香役を務める

・妻・次男などが死去した場合は、最寄りの「年老」に焼香役を頼み、触頭名代である役寺の指図を受けて葬式を営む

・本寺を他領に持つ領内の末寺修験が死去した場合、本寺は領域を越えて末寺修験の焼香を行うことはできない

・これらのことは御宗掟であるが、近年、届出の仕方などが十分守られていないので、心得として死去の際の届出の雛形を示す。修験は勿論、妻子が死去した場合でも本寺へ届出、また確かな人を立てて中老役場へ届書を持参し、その指図を受けて葬式を営むように（届出書以下略）

右の資料で注目したいのは「右者一派入帳之分死去届且伺書也」とあるように「一派入帳」かどうかで、届出も葬祭も別様であったと見られる点である。『徳川禁令考』によれば、自身葬祭の対象となるものは宗門改帳から「除」かれたことが知られる（檀家制度から離脱＝離檀）。¹⁵「一派入帳」の意味ははっきりしないが、宗門改と関わっていたことからすれば、離檀したもの、つまり修験本人を含め自身葬祭の対象とされるものが記された、一般の宗門人別帳とは異なる「帳面」とすることができよう。¹⁶そしてそれに記載されることで、修験宗に属するものは寺院の支配から離れ、「毎春触頭中老請印を以宗判御改奉請候」とあるように修験宗として「御改」を受けたのである。このことは、檀家制度が戸籍機能を持っていたことからすれば修験宗の場合、檀那寺に代わってその役目を果たしたのが「領内触頭」（あるいはそれに相当する「寺院」）だったことを意味するものと思われる。

さて、達書の内容や雛形として示された「届出覚」によれば「一派入帳」されたものの場合、触頭が引導役を勤めるのを基本としたのに対し、それ以外の場合には「何寺縁仮二御座候」として寺院がその葬祭に関わっていたのである。このことは「一派入帳」されないものは檀家制度から離脱していないことの表れといえよう。また「縁仮」については、次のような資料が

伝わる。¹⁷

③ 寺内証文之事

- | | | |
|-------|------|------|
| 一 宝円寺 | 縁仮旦那 | 泉福寺印 |
| | | 女一人 |
| 一 同寺 | 縁仮旦那 | 正善房印 |
| | | 女一人 |
| 一 大蔵寺 | 縁仮旦那 | 金泉房印 |
| | | 女一人 |

都合三人

右之通紛無御座候 以上

天保十五（一八四四）甲辰年二月十五日

名主 吉左衛門殿

「縁仮（正しくは「借」）は、檀那寺（菩提寺）が遠方にあるなどの事情により、檀家が檀那寺以外の寺院の「縁を借り」、日常的に準「寺檀關係」に入ることとされ、「手続き上檀家」となることではない。¹⁸資料によれば、泉福寺・正善坊・金泉坊の「女」は曹洞宗である宝円寺や大蔵寺の「縁仮旦那」とされ、修験家にありながら事実上、曹洞宗の旦那となっていたと考えられる。¹⁹

ところで、近世の代表的な「地方書」の一つとされる『地方凡例録』には、次のような資料が載る。²⁰

④ 一 自身葬の儀は、自分滅罪の免許を受たりとも、自分并総領計の儀にて妻・二男・三男・娘等は旦那寺にて取置儀定法の由、然れども旦那寺と熟談の上、承知連印にて願へば、妻子迄自身葬に成る、其近例左のごとし（上州利根郡下津村修験三宝山の例が引かれる）。

自身葬（自身葬祭と同じ）は、この場合、修験本人及び総領（後継者・後住のこと）に限られ、妻・二男・三男・娘などの葬祭は「旦那寺にて取置かれるのが定法であったという。ここでも修験家で別様の葬祭が行われていたことが知られ、資料にある「旦那寺」は、資料③でいう「縁仮」寺に

相当すると考えられよう。また、末尾に「旦那寺」が承知すれば妻子までも「自身葬に成る」とあるのは注目される。

自身葬祭・一派引導を修験宗本来の葬祭のあり方とする宗法は、次に紹介する「定」（年不詳。当山派総触頭・鳳閣寺より諸国当山派触頭宛のものと思われる―資料⑤）、及び「定」が引く享保七年（一七三三）の「御條目」（資料⑥）などによって知られるように、一八世紀以降、本山から触れられていたと考えられる。しかし、各藩の宗教政策との関わり、宗派間の力関係、また当該地域において修験が持った歴史の経緯や役割など、さまざまな事情から必ずしも一様に宗法の内容が実現されていたわけではなく、上記のように地域によつては明治に入つても修験本人のみ自身葬祭、他の家族、あるいは修験家すべてが他宗の旦那という例もあったのである。

本莊藩の修験であつた旧泉福寺に伝わる先のような資料を「一派引導」の文脈に位置づけた場合、修験家に他宗のもの（縁仮旦那）が入り組むのは、「一派引導」の実現の度合いによつて生じざるを得なかつたあり方とすることができるとはならないだろうか。「縁仮」は一般には最寄りの寺の縁を借りることが多いとされるが、同じ宗教者でありながら、宗教政策上、自他の葬祭権を規制され、寺院の檀家とされてきた歴史を持つ修験家の場合を他宗と同列に論じることができるとどうか、現状では確認される資料はないが、小稿では修験家におけるこうしたあり方を仮に「縁借制」と呼んでおきたい。⁽²¹⁾

⑤ 定（関係箇所のみ）⁽²²⁾

（略）

一 当山派一派行学無懈怠令勤修并

宗門之古法者勿論享保七寅年

被 公儀仰出候相守御条目都而

可為以柔和如法之行儀修学専要事

（略）

一 一派引導之義先年被仰出候

趣弥相守他宗不入組様可心得事

一 一派引導宗門請合証文其所之触

頭可差出并引導焼香等之義

是又触頭役儀二付候条古法堅く可相守事

但シ触下之もの所ニ寄宗判ニ而

済来候分ハ其通新規ニ判差出候

義不相成事

資料⑤が引く享保七寅年の「御條目」（関係箇所のみ）。⁽²³⁾

⑥ 三宝院御門跡当山方

條目

今度三宝院御門跡被仰出候御條目左之通

條法

当山修験道之儀如古万新規非例不可有之旨每度申渡すといへとも末々の者近來條法に背有之様子相聞へ候間此度相改被仰出候御條目之趣

（略）

一 修験一派にて滅罪取納候所法事等有之節齋非時一汁三葉禁酒たるへし且又一派之内引導并宗旨請合証文等難出来候処も有之又は他宗之引導請之宗門請合他寺へ相頼候所も有之由粗相聞こへ何れの所とも難計に一派引導並宗旨請合差出候て格別他寺之引導並宗門請合之儀に候間速に其所之御支配方へも申達他宗へ不入組様可為尤事

（略）

享保七年寅九月

（略）

三宝院御門跡当山役所

諸国惣袈裟取次

白山大先達二信房

享保七年壬寅十月

鳳閣寺

さらに、同じ享保七年に出された「修験道本山方法度書」第一条に、

⑦ 一 修験道自身引導勿論近來末々に至而は猥りに他宗之僧侶を雇血脈を続引導を請候徒も有之様に相聞候失其道自他之法系混雜之至り也自今は從

其先達々々相改古来之通可相守事

などがあるように、当山派・本山派を問わず享保七年段階において他宗と入り組みせず、一派引導は修験宗の古法であるから固く守るようにと触れられていたことが知られる。⁽²⁴⁾
さて次の資料は、⁽²⁵⁾ これまで半田氏などにより小滝（現・象潟町）修験家に他宗のものが入り組む「半檀家制（複檀家制とも）―縁借制」⁽²⁶⁾が存在していないことを示す例として取り上げられてきたものである。

⑧ 為取替済口証文之事

（前略）

此段訴人太白院申立候者小滝修験宗之内四ヶ院女人丈者古来より拙寺且那二紛之候処本寺より一統引導等可致候様達し有之候逆拙寺江離且致呉候様度々願二御座候得共従古来所持之且那離且相成兼候趣申置候（略）

相手龍山寺申聞候得者鳥海山開基以来配下修験俗男女共一統之法式ヲ以引導仕来り候二紛無御座候所享保度之此俗男女之内自己之婦依二任七追々他宗江入組候者も有之候此等之儀者只一代切之宗旨ニ而赦而差定之且那二者無御座候得共終二連綿引導受来候事全帳元不取調二御座候故弘化度鳳閣寺役所より他宗之式可預ル謂無之以来他宗江不入組一統之掟鑑洪糺無之様達之有之候二付離且致呉候得者鳳閣寺役所表江一統引導之儀趣意相立候上者申分

無御座候旨申之（略）

禪宗太白院の申立によれば、小滝修験のうち四院の女性だけは古くから自分の且那であった。また龍山寺の言い分は、小滝では鳥海山開基以来、俗男女とも「一統引導」を行ってきた。一統引導とは一派引導のことであろう。また俗男女とは、太白院の申立などからして、修験家における「俗男女」と考えたい。とすれば、本莊藩における「縁仮且那」に相当するものだったといえようか。享保の頃「自己之婦依」に任せたところ、他宗へ入り組むものが出てきた。これは一代限りのこととして許したのであったが、その後も引き続き、他宗の檀那寺（太白院のことであろう）から引導を受けてきた。しかし、弘化年間になって「他宗之式可預ル謂無之以来他宗江不入組一統之掟鑑」として本山から宗派の締付けが行われたことから、他宗の且那になっているものを離檀させてほしい旨、太白院側に申し入れたことが知られる。⁽²⁷⁾ 半田氏によれば、こうした他宗のものが入り組む半檀家制は「まことに不都合なので」離檀が行われたとするが、⁽²⁸⁾ そのねらいは「鳳閣寺役所表江一統引導之儀趣意相立候」にあったのではなかったか。⁽²⁹⁾ また、小滝龍山寺は弘化以前にも一派引導を企図した動きをおこしていたと思われることが、次の資料から知られる。⁽³⁰⁾

⑨ 以書付願申上候事

一今度当山方御役所より修験一統之儀被仰付候付只今迄禪宗入組之修験家は非一統ニ可相記之旨被仰聞候付院内村本地禪林寺太白院江再三罷越達而一統ニ可仕段申上候所二一円御聞入無御座候依之双方寺院出入二罷成江戸等江御登被成候得者当人別御改帳滯大山御役所江御訴訟遣甚上如何様之重キ相方物入旁心難斗菟角世間修験一統ニ罷成儀候迄古来之通願上申候 為其名主組頭印形依如件

関村名主

享保十五年（七三〇）三月八日

組頭

小滝村

龍山寺様

「今度当山方御役所より修験一統之儀被仰付候」とあるのは、あるいは上記、享保七年当山派「御條目」のことであろうか。右の資料によれば、龍山寺は「修験家は非一統二可相記之旨」太白院に申し入れたが聞き入れなかった。結局のところ、名主などが仲介し「世間修験一統二罷成」るまでこれまでのとおりにしてほしい旨、龍山寺へ申し入れたことが知られる。つまり、享保年間に龍山寺は俗男女を含めた修験家を「一統に記す」修験宗単独帳面の作成（「一派引導」の実現）を図ったと思われるのであるが、当時はまだ世間一般の通例でないとの理由から実現されず「古來之通」、俗男女は太白院の旦那とされたのである（縁借制。また「禪宗入組之修験家」から判断すれば、小滝ではこれ以前、修験家に離檀したものが存在していた可能性も考えられる）。これが資料⑧にある「自己之婦依二任セ」との意味ではないか。これは、檀家制度が寺と「家」の関係を基本としていたことからすれば、婚姻など個人の都合によったとは考えにくい。⑪そして、弘化度本山から宗派の引締めがあったため再度離檀運動を展開し、嘉永年間に及んで家族全員を修験法式の葬祭の対象とする「一派引導」が実現したと考えられるのである（家族全員が離檀＝縁借制の解消）。⑫

四 修験家が記載された宗旨人別帳

最後に、旧矢鳥嶺に残る宗旨人別帳を見ておきたい。

次の資料は、鳥海町中直根に伝わるものである。(33)

(一八六二)

⑩ 文久二年戊三月日 矢鳥嶺(禪宗)御改帳 直根郷中直根村扣

高拾石四斗式合

一 禪宗正重寺

旦那 九兵衛 五十五歳

妻 木 四十四歳

倅 伝 治 二十六歳

妻 は 二 二十四歳

娘 も と 四 歳

二男 豊 太 三 歳

(略)

一 修験宗元弘寺

旦那 観儀院 三十六歳

母 くの の 六十五歳

人数合六人 三人男 三人女 内禿人出生二付増
妻 あきの 二十四歳
娘 むら 十四歳
倅 多門 十一歳
二男 西之助 二歳

家数合式拾五軒

(略)

壹軒別家増 壹軒 修験
内式拾四軒 百姓

右之通拙寺旦那粉(紛カ)無御座候依之印判差上候所聊相違無御座候若御法度之宗門之由申者有之候ハ拙寺共何方迄も罷出急度申披可仕候以上

御当領龍源寺末 人数合百三拾六人

禪宗 正重寺印

同三人

山城宇治郡三寶院御直末 秀山判

修験宗元弘寺 院代

山城宇治郡三寶院 徳性院印

御直末

真言宗福王寺印

留守居 宝性院印

同三人

右之通当戊春人別相改印判為致差上候所書面之通聊相違無御座候若相違之儀御座候ハ曲事可被仰付候以上

文久二年 長百姓 喜惣兵衛印 (略)

この宗旨人別帳には、禪宗正重寺の檀家とともに矢鳥嶺・触頭「修験

宗元弘寺」を檀那寺とする「旦那」歛儀院家の記載が見える。秋田藩や本庄藩などで修験は檀家制度の枠外であり、「単独帳簿」が作成されたと見られることからすれば、³⁴ こうした記載形式は、異例なものといえよう。

また、半田氏によって紹介された慶応二年（一八六六）「仁賀保郷小滝村真言宗、修験宗、禪宗人別御改帳」は次のようである。³⁵

⑪ 高拾三石四斗五升七合

一 禪宗大白院 印 旦那 忠兵衛 印

寅二十歳

祖母

満川

八十歳

(略)

高式石壹斗式升六合

一 当山修験宗龍山寺 印 旦那 観照院 印

理心

寅四十歳

妻 志希

四十歳

(略)

一 同宗観照院 仁賀保郷院内村

禅林寺末

同郷関村

人別三百六拾七人 禅宗 太白院 印

祖山（花押）

(略)

山城国醍醐

三宝山御門主御直末

人別三十九人 修験 兼帯

真言

龍山寺

泰運房 印

右之通当寅人別惣百姓老人切相改

連印仕差上申処書面之通少茂相違

無御座候勿論宗門二洩候者老人も無御座候

若相違之儀も御座候ハ、何分之曲事にも

可被 仰付候以上（以下略）

小滝でも院主・龍山寺（全員が龍山寺の旦那）はじめ、観照院（戸主は龍山寺、妻は観照院のそれぞれ旦那）、千手院（全員が龍山寺旦那）、帰命院（戸主と子は龍山寺、妻と子が帰命院のそれぞれ旦那）、宝蔵院（戸主・隠居・子は龍山寺の、妻のみ宝蔵院旦那）といった修験は家族ともに、修験宗の「旦那」として宗盲人別帳に記載されていたのである。

ところで、矢鳥領では、宝暦年間に修験が「別帳」の作成を願い出、認められていたことが次の資料からうかがえる。³⁶

⑫ 差上申一札之事

一 今度切支丹御改一宗一派、別帳奉願候所ニ、右之通被仰付、難有仕合奉存候、依て衆徒御免許之外、郷役人より之告触、毎々通相勤可申候。其外修験共は猶以五人組告触等、相背申間敷候、為後日之、一札如件。

惣 修 験
衆 徒 中

触頭 元 弘 寺

宝暦貳年（二七五）

申八月 日

金子久左衛門殿

前書之通相違無御座候 以上（略）

「別帳」とは「切支丹御改一宗一派」とあることから修験宗単独の「帳面」と解釈することができよう。³⁷ 宗門改は「各藩によって改の実態が違ふことは、近世宗門改の特色でもある」³⁸ とされるように、必ずしも統一的になされたわけではなかった。同じ矢鳥領では、嘉永二年（一八四九）、次のように「仰渡」されていた。³⁹

⑬ 一同年二月中御領分一統人別御改

雛形御下被遊候是迄ハ修験一派之儀
ハ元弘寺二而調印いたし候得共三酉の年

御百姓方一統へ書加へ候様名主方へ
被仰渡元弘寺へ御下ケ被遊候雛形御

取上二相成候尤龍源寺福王寺之外

諸宗一統其所之名主之調印二相加候様

被仰出候(略)

矢島領では宗門改の際、これまで「修験一派」については「元弘寺二而調印」してきたが(これが資料⑫にある「別帳」の意味であろう)、当年(嘉永二年)からは「修験一派」も「御百姓方一統へ書加」える、つまり一般の宗盲人別帳へ記載するよう名主方に「仰渡」されたという。また「雛形」と思われる「申十二月」付の資料には、⑩「家数合何百何十軒」内「何拾軒百姓」何軒修験「何軒社人」何十何軒水呑「外二寺何ヶ寺」人数合何千何百軒「内」何百人男「何十人修験」何軒社人「何百人女」とあり、修験家だけでなく社家(社人)も「御百姓方一統」の宗盲人別帳に記載するよう指示されていたことが知られる。

つまり、宝暦年間の「別帳」は、享保年間に出来た「御條目」などを受けて矢島修験の間で一派引導が展開された結果、修験家に離檀するものが現れ、同一の宗盲人別帳で把握することが難しくなったため修験側が別帳を願ひ出、作成されたのではないか。⑪また資料⑩の宗盲人別帳は資料⑬の「仰渡」によつたものと思われるが、嘉永年間にこうした「仰渡」が出された背景をうかがわせる資料は確認されない。

さらに資料⑩を詳細に見るなら観儀院家の「女三人」は真言宗福王寺の旦那であつたことが知られる。⑫これに対し資料⑪は修験本人を含め家族全員が離檀していた。資料⑩と⑪は同じように修験家が記されるものの、集計形式、あるいは俗請の文言などが異なり同一の「雛形」によつたとは考えにくい。資料⑪がどのような雛形によるものか不明だが、小滝は寛永九年(一六三三)以降、天保二年(一八三一)に矢島領となるまで幕領とされた地域であり、慶応以前の宗盲人別帳は確認されないものの、同じような歴史を辿つた象潟町長岡などに伝わる宗盲人別帳から見ても、⑬幕領当時の名残をとどめたとも考えられる。しかし一般に、修験は宗盲人別帳から除かれたと

されることからすれば、修験家が「御百姓方一統」とともに記載された資料⑬は、資料⑩の「仰渡」によつた可能性もあるのではないか。

先のように、小滝では家族全員が「離檀」していたのに対し、矢島では「女三人」は福王寺の旦那とされた。一派引導の観点でいえば「修験の論理」をより貫徹していたのは小滝ということになるが、矢島修験の場合、学頭福王寺を頂点に「山伏機構の原型に近い」歴史的性格を持つてきたことが、こうしたあり方に何等かの関わりがあつたかもしれない。⑭

⑭ 宗門御改二付奉申上候

一 拙僧之儀ハ不及申上又者弟子召仕之者紛敷宗門之者無御座候自後

以後召仕之者致吟味寺請状差置

可申候連判之内一軒宛相改怪者

無御座候其上先祖より切支丹類族之者無御座候

一 従他国諸浪人抱置不申候若差置候ハ、連判之者共打寄吟味仕御届

申上御差図請可申候疑敷者差置

候由訴人御座候ハ、罷出急度申訳可仕候

一 他国より参候者又者御領内たり共師弟之契約仕間敷候若無撫子細有之

候ハ、御届上御差請可申候

右御法度宗門之者隱置於顕者

連判之者共迄何様之曲事二茂可

被仰付候為後日連判仕差上候条

如件

一 修験宗 笹子村

一 同宗 七日町村

常学院 印

明王院 印

一 同宗

坂之下村

重学院 印

隆勝 花押

明治三庚午年（二八七〇）

三月日

社寺 御役所

この資料は、明治三年の宗門改にあたって、⁽⁶⁾ 修験が社寺御役所宛、書き上げたものである。一枚物であり、一般に知られる宗盲人別帳の形式ではないが、宗門改に関わる資料として貴重なものといえよう。

明治三年は、慶応四年（二八六八）三月の別当・社僧に対する「復飾令」から始まる「神仏分離」が押し進められる中、修験が次々に復飾し、神職に転じていた時期である。この資料はこの時期でも依然、修験宗として生き延びようとする修験がいたことをうかがわせるものとして興味深い。

五 終わりに

以下、まとめとして、次の諸点を上げておきたい。

- ・ 本荘藩では、修験家の葬祭が別様に取り行われたこと、それは宗門改と関わり、「一派入帳」されたもの（離檀し檀家制度から外れる）は触頭から引導を受けるのを基本とし、入帳されないものは寺院の旦那として寺院が葬祭に関わっていたと思われる。修験家にこうした「他宗」のものが入り組むのは「一派引導」実現の過程で必然的に生じるあり方だったと考えられ、小稿ではこれを「縁借制」と呼んだ。

- ・ 一派引導の実現に地域や時期により相違が見られた背景として、修験集団が持った歴史的な経緯や地域における存在のあり方などが関連していたと思われる。⁽⁷⁾

- ・ 小滝では、享保年間に一派引導を企図した動きが見られ、また矢島では宝暦年間に、一派引導の展開の結果と思われる「別帳」が作成されていた。

- ・ 修験家が一般の檀家とともに記載された中直根の文久二年宗盲人別帳は嘉永二年の「仰渡」によったと見られ、また矢島領となっていた小滝の慶応二年宗盲人別帳もこの「仰渡」によった可能性があらう。

なお、今後の課題として、

- ・ 修験家における一家両宗のあり方の概念化（小稿でいう「縁借制」）
- ・ 一派引導への取組みやその実態、また檀家制度のもとでの修験と檀那寺（縁仮寺）に関わる資料の確認・分析（従来、補任状や宗教活動作法に関わる切紙類、訴訟文書などが多く取り扱われてきたが、修験の実態により深く触れるためには、日記類など、修験家の日常を記した資料の発掘や分析が必要であらう）

などをあげることができるが、これらは現状では筆者の能力を超えるものであり、他日を期したい。

注

(1) 主な研究書としては、佐藤久治『秋田の山伏修験』（秋田真宗研究会・昭和四三年）、同『秋田の密教寺院』（同・昭和五〇年）、月光善弘編『東北霊山と修験道』（山岳宗教史研究叢書7、特に第四編「羽後の修験道と山岳信仰」名者出版・昭和五二年）など。また修験の檀家制度に触れたものとして、象潟町教育委員会編『延年チヨウクライロ舞』（昭和五八年）、嶋田忠一「半檀家」（『秋田県立博物館ニュース』No.42・昭和五八年）、同「半檀家再説」（『傳承拾遺』第3号・昭和五九年）、半田和彦「秋田の檀家制度 特に修験・社家の場合を中心に」（『秋大史学』33・昭和六二年）などがある。特に小稿をなすに当たっては、秋田藩や本荘藩・生駒（矢島）領を対象として詳細な分析を行った半田氏の論文から多くの示唆を得た。

なお、佐藤氏が「鳥海山伏の歴史は何れの点からみても、そのまま日本の山伏の歴史の縮図である。山伏の歴史は鳥海山に尽きる」（『秋田の山伏修験』三八頁）とある種感慨を込めて述べる鳥海修験に関しては、姉崎岩蔵『鳥海山史』（矢島観光協会・昭和二七年）の他、『鳥海町史』『象潟町史』などの自治体史、象潟町教育委員会『象潟の文化』、本荘市文化財保護協会『鶴舞』掲載の諸論文などがある。

(2) 遠藤潤「近世・近代神葬祭運動の諸相」（『日本の仏教』④―法蔵館・平成七年）二二―一頁。

(3) 藤井孝「江戸幕府の宗教統制」（岩波講座『日本歴史』11 近世3―岩波書店・昭和五〇年）一五九頁。

(4) 前掲(3) 一五二頁。

(5) 前掲(2) 二二二頁。

(6) 『里修験の研究』（吉川弘文館・昭和五四年）二六・二七頁。同氏は慶長七年・十一年の資料（追而諸宗引導之場江祈祷之出家不可入手況前々檀那八宗共ニ奪取事」引導之場へ祈祷之出家不可入手候御国法ニ無御座候間堅申断候」―武州文書）などを

引き、次のように述べる。

〔前掲資料は「引用者」葬祭の場に修験が加わることを禁止したものであり、在地の修験者にとって〔略〕祈禱中心の活動が葬祭にまで広げられているようなことがあったためにこうした宗法の掟が出されたものと思われる。〕

(7) 藤田定興「近世期修験の宗教活動行為理解に関する二・三の考察」(『福島県歴史資料館研究紀要』第8号・昭和六一年) 六四頁。

(8) 前掲(7)六六頁。藤田氏によれば、こうした争論は特に曹洞宗との間で多かつたとされる。また佐藤久治氏も前掲「秋田の山伏修験」八二頁で、葬祭の場で何かと修験の活動と重なることの多かつた曹洞宗との間に限って紛争が発生したとして、亀田藩・山本郡・仙北郡の三例をあげる。

(9) 前掲(6)四四・四五頁。

(10) 宮本氏のご教示による。また、仁賀保町教育委員会蔵「元禄十三年 御役所控 平沢宗沢宗旨御改帳」には真言宗安楽寺檀家として一般の檀家とともに「宝鏡院家」が記される。「宝鏡院」男子正堂院」は修験であろう。

(11) 小野秀光氏蔵。

(12) 御城下の他、前郷筋・仁賀保筋にも触対象となる修験集団があったことが知られる。各々の中心は龍洞寺「格院別納事件」で知られる法海寺だったであろうか。

(13) 「焼香師」は引道役とは異なり、一般に縁故のある寺院などに勤めてもらうものとされる。本末関係のもとでは本寺こそ末寺にとって最も縁故があったのであるから、触頭名代として引道役を勤める本寺が焼香師も勤めたのであろう。

(14) 長安寺は、本莊藩で中老職にあった修験である。

(15) 石井良助校訂(創文社・昭和四三年)。前編集五・資料番号二七五六「修験自身葬祭家内迄相済候例之事」(二二六頁)に「宗門人別帳を除却印形を除」とある。また仁賀保町教育委員会蔵「切支丹宗門御改帳 禪宗 弘化二年三月 平沢内馬場水沢石田田抓三森」に石田村「成就院家」は禪宗陽山寺旦那として記されるが、成就院のみは真言宗安楽寺旦那として単独で記されるのも「離檀」を示す例といえよう。

(16) 半田氏は前掲(1)四九・五六頁で次のように指摘する。

〔秋田藩の場合「引用者」修験も社家同様、修験宗単独帳簿形式であったことがわかる(略)本莊藩では切支丹改帳の中には修験本人以外のすべての者が記載される形式であった。故に修験及び社家単独の改帳が秋田同様あったと推定される。〕

小稿でいう「帳面」とは修験であることを要件とせず、離檀し自身葬祭の対象となるものが記された帳面との意味であり、離檀しなければ修験自身も一般の宗門人別帳に記されたと見られることは、半田氏が前掲(1)五一頁で紹介する万延二年(一八六一)の本莊藩滝沢郷(現・由利町)宗門人別帳からも推測される(和合院家では本人を含め家族全員が「離檀せず」宗門人別帳に記される)。

(17) 小野秀光氏蔵。

(18) 半田氏前掲(1)五一頁に「切支丹改の際のみ手続き上檀家となり」とあるが、本文のような意味である。

(19) 宝円寺は現在、本莊市館前にある宝円寺、また大蔵寺は同じく、同市湯沢の大蔵寺のことであろう。いずれも曹洞宗の寺院である。現在小野家には「天保九年」の朱書のあ

る位牌が伝わる。一つは歴住のもの、他は家族のものと思われ、家族の戒名には「大師・信士・信女」など仏教徒であることを示す「位号」が記される。「縁仮」寺であった宝円寺から授けられたものであるか。また「貴法山記録」(本莊市史編纂資料第三輯・昭和四四年)九五・九六頁にある次のような記事も、縁仮旦那と「縁仮」寺の「日常的な」関わりをうかがわせる資料である。

拙寺内縁仮之分は迄貫寺(曹洞宗東林寺)引用者焼香頼申上置候処 今般拙寺共從本山嚴重之御達二付何卒縁仮之分以来御構被下間敷様奉願上候 尤前々貴寺江葬候分は是迄之通忌日年回之節は御回向可被下 扱又来年春祖母年回相当三付 乍軽少米式俵寄附仕候 仍一札如件

弘化三丙午(一八四六)三月十日 常覚寺 印 東林寺様

この資料は、本莊藩触頭・常覚寺と曹洞宗・東林寺の間で「寺内証文」作成に絡んで争論がおこった際、両者の間で「取極」られた内容を常覚寺から東林寺宛、差出した書付である。ここからは、これらで常覚寺が身内(縁仮旦那)の葬祭にあたって焼香を頼んできた、また東林寺に葬ったものについてはこれまで通り忌日や年忌に同寺で回向をしてほしい、つまり「縁仮之分」の葬祭については、他宗の寺院が深く関わってきたことが読みとれる。なお、領内修験が死去した場合、触頭・常覚寺が引道役を勤めたことも知られる(芹田村一現・仁賀保町・覚心寺養龍、同村正教院など)前掲書六四・七一頁。

(20) 『地方凡例録』の寛政六年段階では修験本人及び後任の自身葬祭が一般的とされたようだが、旦那寺(菩提寺)の承認があれば家族へと広がる可能性があったのである。また後述(41)の『徳川禁令考』にある事例は文政・天保年間とやや後のものであるが、ここでは修験本人及び後任が基本であり、家族全般に及ぶのは「難成筋二候」とし、そうした場合を「異例」としている。いずれにせよ、もともと寺院の檀家とされた修験家が菩提寺の了解のもと次第に離檀し、修験本人から後継者、さらにはその他の家族へと修験法式の葬祭が広がっていったとすれば、家族内に修験法式の葬祭によらないもの(寺院の「旦那」とされた)がある時点で当然ながら存在したことになる。

(21) 伊東俊孝氏蔵。

(22) 『日本宗教制度史料類聚考』(臨川書店・昭和五六年)四二一・四二三頁。

(23) 前掲(23)五六九・五七〇頁。

(24) 遠藤潤氏は、神葬祭運動について前掲(7)二二六頁で次のように指摘する。

〔神葬祭運動の要因としての神職の自立傾向の引用者動きが再び強まるのは十八世紀中頃であり、近世の神職による神葬祭運動はこの動きを背景として生じている。今のところ、修験宗の一派引道への動きの背景を示すような資料は確認されないが、享保七年に仏教各派がそれぞれ「掟」「條法」などを作成していることから直接的にはこのときの「御條目」がきっかけになったといえよう。〕

(25) 遠藤光胤氏蔵。

(26) 嶋田忠一氏は一家一寺制でないあり方(複檀家制・半檀家制)を「一家」[屋] 両宗とする(前掲(1)「半檀家再説」・六頁)。

(27) 「弘化度」本山から下達された内容をうかがうことのできる資料は確認されないが、次の資料はこの「達」との関わりも想定されよう。

- 〔一去ル弘化〕「己中諸国一円江相触候通一派」寺院并家族人別改之儀美濃紙を以帳面仕立御料私領国郡居村古跡別当職之訳無相違相記隠居一代并弟子同行衆徒迄」年齢実名記之(略)(湯沢市・光明院)現・加藤家資料。嘉永二年「大覚寺扣」
- (28) 前掲(一)五六頁。
- (29) このとき龍山寺が離檀を企図したのは、鳥海山中口小滝組配下のうち「その膝元である小滝一村」に限られたものであったと考えられる(嶋田氏前掲(26)六頁)。
なお注(19)で紹介した書付に「従 本山厳重之御達三付何卒縁仮之分以来御構被下間敷様として今後、東林寺が「縁仮之分」の葬祭に関与しないようにとの文言がある。末尾に弘化三年とあり、時期的に見て小滝の動きと共通したものだったのでないか。また「縁仮之分以来御構被下間敷」は離檀を意味していると思われるが、後述(47)からすればその動きがどの範囲にまで及ぶものであったかは不明である。
- (30) 『象潟町史』資料編1(平成一〇年)・八二八頁。
- (31) 前掲(30)資料番号二四九「半檀家の解消について」の解説は「修験者に嫁いだ女性の実家の寺の檀家のままでいることが多く」く「当町の場合、修験者の家にこの半檀家が多く見られた」とする。
- (32) 離檀が成ったのは嘉永七年(一八五四)であった。
- (33) 『鳥海町史』資料編(昭和六二年)五五一―五五五頁。
- (34) 前掲(16)参照。
- (35) 遠藤隆氏蔵。
- (36) 『鳥海町史』(昭和六〇年)六九九頁。なお、資料末尾の「金子久左衛門」は矢鳥領の在任家老職にあった人物である。
- (37) この「別帳」は資料②の「一派入帳」に相当すると考えられ、矢鳥領では宝暦年間に修験宗の「一派入帳」が実現していたと思われる。
- (38) 前掲(3)一五一頁。
- (39) 榊豊昭氏蔵『鳥海山別当日記録』。なお『続矢鳥町史』上巻(昭和五八年)五八九―五九八頁「文化十年切支丹宗門御改帳(七日町村)には当然ながら修験宗は記載されない。村上良助氏・真坂昌五郎氏蔵。「申」は嘉永元年(一八四八)のことと思われ、真坂家には「雛形」によってと見られる朱筆の跡が残る「嘉永二年 矢嶋領人別宗門御改帳 直根郷中直根村扣」が伝わる。
- (40) 今のところ、離檀の経過をうかがえる資料は⑧・⑨などであるが、資料⑫も矢鳥領での離檀(触頭・元弘寺が配下修験などともに「藩庁」に「別帳」作成を願い出、認められた)について記した例といえるだろう。資料⑧によれば小滝では、最終的な「取極」内容を記した証文を寺社奉行所・龍山寺・太白院それぞれが所持したことが知られる。また菅根原理氏は「日光における東照権現信仰」(『日本の仏教』④―法蔵館、平成七年)一四四頁で、宝暦九年(一七五九)に天台宗寺院と修験の間でおこった争論に関連し「当初彼らは(金剛院などの修験)引用者 天台宗寺院の檀家として葬祭を依頼していたが、せめて当主は自派で葬祭を行いたいという機運のもと「本寺(三玉院)」からその旨(享保七年「御條目」引用者)が布達された」とする。日光でも宝暦年間に一派引導が展開され、一部実現していたのである。矢鳥修験の「別帳」がどの範囲まであったか判然としないが日光同様、修験のみの「一派入帳」だったとも考えられる。

- ところで「徳川禁考」前編集五・二二三―二七頁には、自身葬祭(修験)・神葬祭(社家)に関わる資料が紹介される。両者に共通するのは、菩提寺の了解が得られた場合例えば、資料番号二七四九「修験自身葬祭之事」に「自身葬祭の儀菩提寺得心二候ハ不苦候」、本人及び後継者は可能であるが、それ以外のものについては原則として認められないこと(例えば、資料番号二七五〇「神道葬祭之事」に「妻其家内之者ハ仕来之通同院宗判引導焼香請宗門帳之儀ハ是迄通相心得」、また「御預所役人などから願書が出され、寺社奉行へ「掛合」の上申達されていたことなどである。ちなみに、神葬祭の場合、吉田家から「免許を受けることも必要であった。修験の場合「免許」の文言は見られないが、前掲「地方凡例録」に「自分減罪の免許を受けた」とあるように、何らかの条件が必要であったと考えられる。修験聖典編纂会編『修験聖典』(歴史図書社・昭和五二年)所収「法流伝授切紙類集第三(四二〇・四二二頁)に「引導之大事」「引導秘法」「自身引導作法」が載る。これらは本山、さらには地方の触頭から法流の作法として伝授されたと考えられるが、こうした伝授が自身引導の「免許」に相当したものであろうか。
- (42) 真坂家には嘉永二年から慶応二年までの直根郷・中直根村の宗目人別帳扣が伝わるが、この間「男」は元弘寺の、「女」は福王寺の旦那という「一家両宗」のあり方に変化は見られない。
- (43) 『象潟町史』資料編1・五五七―五五九頁(小砂川村)、七二六―七四二頁(長岡村) 佐藤久治氏は「秋田の山伏修験」二八・三九頁で次のように述べる。
- (44) 藩社奉行の下に学頭(真言宗)福王寺があり、学頭の下に18坊組織を作った。学頭の権力は強く、配下の山伏寺に対し生殺の権をもっていた略組織が久保田藩や本荘亀田諸藩とちがう処にも、山伏機構の原型に近いといえる。
- 福王寺は真言修験兼帯の学頭であったが、補任状など現存する資料による限り、領内修験を支配していたのは、触頭の元弘寺ではなかったか。
- (45) 矢鳥町教育委員会蔵(重学院資料)。
- (46) 宗門改は明治四年まで(修験宗廃止は明治五年)。重学院・明王院はのち真言宗に帰入。
- (47) 半田氏は前掲(一)五二頁で「修験本人は檀家制度の枠外で家族のみが禪宗など直接的には修験宗と関連ない宗派の檀徒であるという現象は修験宗の立場から見ればかなり不徹底と言わなければならない」と述べるが、修験家に見られた「一家両宗は、幕府の政策や地域の歴史などを背景としたものであったと考えられ、同氏が小滝は修験の論理を貫徹していたとするように、本荘藩などでは歴史的背景の上でもまた担ってきた役割の上でも貫徹するだけの条件が整っていなかったと考えられるのではないか。先に紹介したように常覚寺では「縁仮之分」を含めた離檀(一派引導)を実現していたと思われるが、同じ本荘藩でも滝沢郷では修験本人を含めた家族全員、あるいは家族のみが他宗の旦那とされたことからすれば(半田氏同(一)五二頁)、こうした動きが領域全体に及んでいたとは考えられず、一般の宗目人別帳とは別に修験宗単独の「帳面」が作成されなければならなかったものと思われる。
- 謝辞：小稿は、平成十二年度県立博物館部門展「修験の世界―鳥海山修験を中心に」に関わる調査に基づくものである。調査に当たって御協力・御指導をいただいた、本荘・由利地方に在住する方々並びに関係機関に対し、この場を借りて深謝するものである。